

議案第4号

西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

王寺町の小学校が令和4年4月1日から義務教育学校となることに伴い、西和地域病児保育事業の対象となる児童について、文言の整理を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 事業対象児童の文言整理（第3条第2号の改正規定）

「小学校6年生までの者」を「満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者」に改めます。

2. 施行期日

令和4年4月1日から施行します。